

新潟市老人ホーム入所措置等実施要綱

新潟市老人ホーム入所措置等実施要綱の全部を改める。

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条第1項1号から第3号までの規定により市長が行う措置に関する手続き等を定め入所措置等の適正を図るものとする。

(老人ホームの入所措置の基準)

第2条

1 養護老人ホーム

法第11条第1項第1号の規定により、高齢者を養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該高齢者が次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合に行うものとする。(1)環境上の事情については、次のア及びイの事項のいずれにも該当すること。

事 項	基 準
ア. 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往歴があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ. 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

(2) 経済的事情

経済的事情については、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第6条に規定する事項に該当すること。

2 特別養護老人ホーム

法第11条第1項第2号の規定により、高齢者を特別養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該高齢者が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が1（1）アの基準を満たす場合に行うものとする。

なお、胃ろう、経管栄養の状態にあることのみをもって、入所措置を行わない理由とはならないものであること。

(養護委託の措置の基準)

第3条 次のいずれかの場合に該当するときは、委託の措置は行わないものとする。

- (1) 当該高齢者の身体又は精神の状況、性格、信仰等が受託者の生活を乱すおそれがある場合。
- (2) 養護受託者が高齢者の扶養義務者である場合。

(措置の範囲)

第4条 次の掲げる場合は、新潟市が措置を行う。

- 1 高齢者の居住地又は現在地（法第11条第1項第1号若しくは第2号又は生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。）第30条第1項ただし書の規定により入所している者については、その者の入所前の居住地又は現在地）が新潟市である場合。

この場合における居住地とは、高齢者の居住事実がある場所をいうものであるが、現にその場所に生活していなくても、現在地に生活していることが一時的

な便宜のためであり，一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが，期待される場合等は，その場所を居住地として認定するものとする。

2 高齢者の居住地がないか，又は明らかでない場合で，次に掲げるとき。

- (1) 新潟市福祉事務所長が保護を実施している被保護者（保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。）である場合。
- (2) 新潟市に所在する高齢者が被保護者でない者であって，保護法第38条に規定する救護施設，更生施設及び宿所提供施設，法第20条の4～6に規定する養護老人ホーム，特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設以外の社会福祉施設並びに病院等に入所しているものである場合。
- (3) 高齢者が被保護者でない者であって，浮浪者等である場合で，その者の現在地が新潟市であるとき。

（措置の決定，変更及び廃止）

第5条

1 措置の決定手続き等

- (1) 市長は，老人ホームに入所措置をしようとする者（以下「入所対象者」という。）について，別記様式第1号による老人ホーム入所判定審査表（以下「審査表」という。）及び別記様式第2号による入所措置（判定困難ケース）の協議の依頼書（以下「依頼書」という。）に関係資料を添付して新潟市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）に入所措置の要否の判定を諮問する。
- (2) 委員会は，市長から(1)の諮問があったときは，第2の規定に基づき判定を行い判定結果を別紙審査表により市長に報告する。
- (3) 市長は，委員会の判定結果を勘案して入所措置の要否を決定する。

- (4) 市長は、措置決定した場合、入所対象者及びその家族等に対して措置制度等について事前に説明し、理解を求めるものとする。
- (5) 市長は、入所措置を決定した後、入所対象者が入所するまで数箇月の期間を要する場合は、実際に入所する時点で必要に応じ再度判定を行うものとする。
- (6) 市長は、入所措置した入所対象者（以下「入所者」という。）及びその出身世帯を随時訪問し、必要な調査及び指導を行うものとする。

2 入所措置の変更手続き等

- (1) 市長は、老人ホームの長から年1回入所者全員の措置後の生活記録等の提出を求め、第2の規定に基づき入所継続の要否を総合的に見直しするものとする。
 - (2) 市長は、(1)により入所要件に適合しないと判断される入所者については、審査表及び依頼書に關係資料を添付して委員会に入所継続の要否について判定を諮問をする。
 - (3) 委員会は、市長から(2)の諮問を受けた場合は、第2の規定により入所継続の要否を判定し、その判定結果を市長に報告する。
 - (4) 市長は、委員会の判定結果を勘案して、入所措置の継続の要否を決定する。
 - (5) 市長は、入所継続が不適と判定した者については、(3)の審査表を要措置変更者台帳に代えて整備し、措置の廃止又は変更に係る事務を促進すること。
 - (6) 市長は、措置変更等を実施する場合には入所者及びその家族の意思を聴取するとともに措置の趣旨について説明し、理解と合意を得た上で措置変更等を行うものとする。
- ## 3 市長は、委員会を開催した時は、別記様式第3号による老人ホーム入所判定委員会判定結果表を審査表に兼ねて整備する。

4 措置の廃止

老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置は、当該措置を受けている老人が次のいずれかに該当する場合は、その時点において措置を廃止するものとする。

- (1) 措置の基準に適合しなくなった場合で、市長が適当と判断した者。
- (2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3箇月以上にわたることが明らかに予想される場合又は当該期間がおおむね3箇月を超えるに至った場合。

(65歳未満の者に対する措置)

第6条 法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置

法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第1号又は第3号のいずれかの措置の基準に適合する者であって60歳以上の者について行なうものとする。

ただし、60歳未満の者であって次のいずれかに該当するときは、老人ホームの入所措置を行なうものとする。

- (1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが救護施設に余力がないため、これに入所することができないとき。
- (2) 初老期における認知症（介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症をいう。）に該当するとき。
- (3) その者の配偶者（60歳以上の者に限る。）が、老人ホームの入所の措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が老人ホームへの入所基準に適合するとき。

2 法第11条第1項第2号に規定する措置

法第11条第1項第2号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第2号の措置の基準に適合する者であって、介護保険法第7条第3項第2号に該当するものについて行なうものとする。

(緊急入所措置)

第7条 ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯（これに準ずる世帯を含む。）の者について緊急、急迫の事情がある場合は、委員会の判定後老人ホームの定員を超えて措置を行うことができる。

- 1 急迫の状況により委員会の判定前に協議した場合は、事後委員会に報告するものとする。

(養護委託の際の手続)

第8条

- 1 委託の措置を決定するに当たっては、あらかじめ、次の措置をとること。
 - (1) 養護受託者に対し、委託しようとする高齢者の健康状態、経歴、性格、信仰等について予知させる。
 - (2) 委託しようとする高齢者と養護受託者とを面接させる。
 - (3) 委託しようとする高齢者と養護受託者が委託の措置について合意に達していることを確認する。
- 2 委託の措置を決定したときは、養護受託者に対し、委託の条件として少なくとも次に掲げる事項を文書をもって通知すること。
 - (1) 処遇の範囲及び程度
 - (2) 委託費の額及び経理の方法

(3) 高齢者又は受託者が相互の関係において損害を被った場合、措置の実施者がこれを賠償する責を負わない旨

(遺留金品の取扱い)

第9条 法第27条に規定する遺留金品の取扱いは、生活保護法第76条の規定に基づく遺留金品の処分の例により取扱うこと。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

302702

老人ホーム入所判定審査表 2

被保険者番号 調査実施日 年 月 日

世帯状況	氏名	性別	年齢	続柄	備考(勤務先等)

医療保健	通院	訪問診療		
	ア イ ケア 機能訓練	訪問看護	訪問指導	
サービス 利用状況	利用内容	申請年月日	実施年月日	廃止年月日

家族状況 (介護)				(特記事項は手書)
住居状況	所有状況:	居室状況:	(畳) (階)	衛生状態:
経済状況	生計中心者	続柄		
課税状況	ア 生活保護による被生活保護世帯 イ 市町村民税非課税世帯 ウ 市町村民税課税世帯 ((ア) 均等割, (イ) 所得割) エ 所得税課税世帯			

判定区分	全対象者判定			養護のみ判定		総合判定	
	(1) 健康状態 (医学)	(2) 日常生活 動作	(3) 問題行動	(4) 家族状況	(5) 住居状況		(6) 経済状況
判定結果	ア 入院不要 イ 要入院	ア 養護対象 イ 特養対象 ウ 対象外	ア 養護対象 イ 特養対象 ウ 対象外	ア 養護対象 イ 特養対象 ウ 対象外	ア 養護対象 イ 対象外	ア 養護対象 イ 対象外	ア 養護対象 イ 特養対象 ウ 対象外 エ 要観察
	特記事項						

台帳番号 000000

(別記様式第2号)

第 年 月 日

(宛先)
新潟市老人ホーム入所判定委員会 委員長

新潟市長
(担当 区健康福祉課)

入所措置の判定困難ケースの協議について (依頼)

このことについて、下記の者に係る入所措置の可否について判定を依頼します。

記

養護 入所 の別	氏 名	住 所	性 別	新規 継続 の別	備 考

